



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2009.08.07 No. 33-05

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

日航 907 便事故裁判の無罪を求め IFATCA、IFALPA の代表と全運輸、安全会議、 航空連、日乗連合同で行った活動（7）

IFALPA から Executive Vice President, Asia Pacific Region, Captain Stu Julian と、IFATCA から Executive Vice President, Professional Affairs, Mr. Scott Shallies を招き、全運輸労働組合、安全会議、航空連、日乗連は合同で、日航 907 便事故裁判の無罪を求め、2009 年 1 月 29 日、最高裁、警察庁、運輸安全委員会、航空局に対し要請行動を行い、30 日は銀座のデモ行進とシンポジウムを行いました。

— 航空局長への要請 —

事故調査は再発防止のためで、個人の責任追及のためではない、「覚書」は局としても引き続き検討を続けていく

残念ながら短い時間ではありましたが、航空局長に世界の乗員の声（Global Voice of Pilot）を伝え、日航 907 便事故の支援を要請しました。以下は航空局長の発言です。IFALPA の要請文については、「日航 907 便事故の無罪を求める活動（8）：IFALPA 要請書（国交省）」を参照して下さい。

『IFALPA、IFATCA の要請書はありがたいことと思う』

『日本は三権分立なので、裁判の結果について行政の立場でコメントするものではないが、JL907 便の判決はとても辛い判決だった。最高裁からは仲間にとって良識的判決を望む』

『「覚書」は捜査機関同士の Cooperation のためにあると考えている』

『事故調査は再発防止のためにやるのであって、個人の責任追及のためではない、というのは私達も同じ立場。この立場から「覚書」については引き続き検討を続けていく』

『調査の結果について事故調査報告書が提出されている。公表されている事故調査報告書が司法の場で使われることはやむを得ないと考えている』

これに対しては『New Zealand, Australia では裁判で事故調査報告書が使われたことはない』と、IFALPA、IFATCA から指摘がありました。

『今まで事故調査の途中の情報は使われたことはない』

『Human Error の追及は好ましくない、と考える。航空局としては、Human Error が起こりにくい環境作りに努力する』

局としても日航 907 便事故の無罪を求める立場は、日乗連と何ら変わりません。上記航空局長の発言にある様に、今後「覚書」の改定に向け共に戦える状況にあると言えます。

